

令和 5 年

市議会 6 月定例会議案

知 立 市



## 令和 5 年市議会 6 月定例会議案

所 管	番 号	案 件
土 開	報告第 5 号	令和 4 年度知立市土地開発公社決算について
子ども等	報告第 6 号	繰越明許費繰越計算書について（令和 4 年度知立市一般会計）
水 道	報告第 7 号	繰越計算書について（令和 4 年度知立市水道事業会計）
下 水	報告第 8 号	繰越計算書について（令和 4 年度知立市下水道事業会計）
総 務	同意第 5 号	知立市固定資産評価審査委員会委員の選任について
経 済	同意第 6 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 7 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 8 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 9 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 10 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 11 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 12 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 13 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 14 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 15 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 16 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 17 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 18 号	知立市農業委員会委員の任命について
経 済	同意第 19 号	知立市農業委員会委員の任命について
税 務	議案第 29 号	知立市税条例の一部を改正する条例
税 務	議案第 30 号	知立市都市計画税条例の一部を改正する条例
国 保	議案第 31 号	知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例
市 民	議案第 32 号	知立市印鑑条例の一部を改正する条例
建 築	議案第 33 号	知立市改良住宅条例及び知立市市営住宅条例の一部を改正する条例
ま ち	議案第 34 号	財産の取得について（自動車（小型バス））

所 管	番 号	案 件
	議案第 3 5 号	令和 5 年度知立市一般会計補正予算（第 4 号）
水 道	議案第 3 6 号	令和 5 年度知立市水道事業会計補正予算（第 1 号）

報告第5号

令和4年度知立市土地開発公社決算について

知立市土地開発公社の経営状況を説明する書類を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別紙のとおり報告する。

令和5年6月9日提出

知立市長 林 郁 夫

報告第6号

繰越明許費繰越計算書について（令和4年度知立市一般会計）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定に基づき翌年度に繰り越した繰越明許費の金額を、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により次のとおり報告する。

令和5年6月9日提出

知立市長 林 郁 夫

令和4年度知立市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
3 民生費	2 児童福祉費	施設整備事業(西児童センター)	9,729,000	9,729,000					9,729,000
3 民生費	2 児童福祉費	新生児応援特別給付金事業	2,500,000	523,000					523,000
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁事務管理事業	7,044,000	7,044,000					7,044,000
8 土木費	4 都市計画費	八橋東西線整備事業	4,000,000	4,000,000					4,000,000
8 土木費	4 都市計画費	花園里線整備事業	4,000,000	4,000,000		1,910,000			2,090,000
8 土木費	4 都市計画費	知立駅周辺土地区画整理事業	47,052,000	47,052,000		22,165,000	16,300,000		8,587,000

令和4年度知立市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
			円	円	円	円	円	円	円
8 土木費	4 都市計画費	知立駅南土地区 画整理事業	7,346,000	7,346,000		2,000,000			5,346,000
8 土木費	4 都市計画費	知立連続立体交 差関連事業	5,610,000	5,610,000		2,479,000			3,131,000
10 教育費	5 社会教育費	文化会館改修事 業	12,217,000	12,217,000					12,217,000
10 教育費	6 保健体育費	市民体育館営繕 事業	18,251,000	18,251,000					18,251,000
10 教育費	6 保健体育費	学校給食センター 施設整備事業	16,089,000	16,089,000					16,089,000

報告第7号

繰越計算書について（令和4年度知立市水道事業会計）

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定に基づく繰越額の使用に関する計画を、同項の規定により次のとおり報告する。

令和5年6月9日提出

知立市長 林 郁 夫

令和 4 年度 知立市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						補助金	企業債	工事負担金	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	他事業関連布設替事業配水管防護(第11工区)工事	円 8,000,000	円	円 8,000,000	円	円	円 6,732,000	円 1,268,000	円	円	知立駅付近連続立体交差事業の三河線仮線工事に伴い既設の水道管を防護する工事について、県と調整した工期設定で発注することとしたため。

報告第 8 号

繰越計算書について（令和 4 年度知立市下水道事業会計）

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定に基づく繰越額の使用に関する計画を、同項の規定により次のとおり報告する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

知立市長 林 郁 夫

令和 4 年度 知立市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						補助金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道築造工事 弘法7号マンホールポンプ	円 14,229,000	円	円 14,229,000	円 6,500,000	円 5,800,000	円 1,929,000	円	円	新型コロナウイルス感染症拡大による電子部品調達環境の悪化に伴い、マンホールポンプ制御盤の納期に大幅な遅れが生じたため。

同意第 5 号

知立市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を知立市固定資産評価審査委員会委員に選任したいから、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所 [REDACTED]

氏 名 藤 崎 順 子

生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第6号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 高 村 昭 広  
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第7号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 岡 田 均  
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第 8 号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 石 原 國 彦  
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第9号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 永 田 治 男  
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第10号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 藤 井 公 人  
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第 1 1 号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 鈴木 和 幸  
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第 1 2 号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 高 木 芳 夫  
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第 13 号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 杉 原 敬 浩  
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。



同意第 15 号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 成 瀬 廣 美  
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第16号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月9日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 岩 堀 秀 治  
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第 17 号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 加 古 和 市  
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第 18 号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 岡 田 め ぐ み  
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

同意第 19 号

知立市農業委員会委員の任命について

下記の者を知立市農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 5 年 6 月 9 日提出

知立市長 林 郁 夫

記

住 所 [REDACTED]  
氏 名 近 藤 喜 代 治  
生年月日 [REDACTED]

提案理由

この案を提出するのは、任期満了のため必要があるからである。

## 議案第 29 号

### 知立市税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

知立市長 林 郁 夫

### 知立市税条例の一部を改正する条例

知立市税条例（昭和 45 年知立市条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 33 条の 9 第 2 項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第 314 条の 9 第 2 項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第 35 条の 3 の 2 第 5 項中「第 3 項」を「第 4 項」に改め、同項を同条第 6 項とし、同条第 4 項中「第 2 項」を「第 3 項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項中「前 2 項」を「第 1 項及び前項」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「前項」を「第 1 項」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を給与支払者を経由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を経由して提出した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を経由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第 317 条の 3 の 2 第 1 項の規定による申告書を提出することができる。

第37条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第39条第2項中「同項に規定する期間内において」を削る。

第40条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第42条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第44条中「によって」を「により」に改める。

第45条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第45条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「である場合においては」を「である場合には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第45条の5において同じ。）」を加え、「によって徴収する場合においては」を「により徴収する場合には」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第45条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第48条第2項中「においては」を「には」に改める。

第75条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第15項」を「附則第15条第14項」に改め、同条第4項中「附則第15条第22項」を「附則第15条第21項」に改め、同条第5項中「附則第15条第23項第1号」を「附則第15条第22項第1号」に改め、同条第6項中「附則第15条第23項第2号」を「附則第15条第22項第2号」に改め、同条第7項中「附則第15条第23項第3号」を「附則第15条第22項第3号」に改め、同条第8項中「附則第15条第24項第1号」を「附則第15条第23項第1号」に改め、同条第9項中「附則第15条第24項第2号」を「附則第15条第23項第2号」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第14項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第15項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第16項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第17項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第18項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第19項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第20項中「附則第15条第29項」を「附則第15条第28項」に改め、同条第21項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第22項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第23項中「附則第15条第39項」を「附則第15条第38項」に改め、同条第24項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改め、同条第25項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第27項を次のように改める。

27 法附則第15条の9の3第1項に規定する市町村の条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

附則第15条の3を削る。

附則第15条の3の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の3とする。

附則第15条の7第3項を削る。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

## 附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第75条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の知立市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日
- (2) 第33条の9第2項並びに第37条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第40条、第42条、第45条、第45条の

2及び第45条の6の改正規定並びに附則第15条の3の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定  
令和6年1月1日

(3) 第35条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の知立市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第35条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき知立市税条例第35条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第75条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の知立市税条例附則第15条の3及び第15条の7第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第15条の3第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

#### 提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正等に伴い必要があるからである。

議案第 30 号

知立市都市計画税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市都市計画税条例の一部を改正する条例

知立市都市計画税条例（昭和 45 年知立市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

附則第 2 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 15 項」を「附則第 15 条第 14 項」に改める。

附則第 3 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 33 項」を「附則第 15 条第 32 項」に改める。

附則第 4 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 34 項」を「附則第 15 条第 33 項」に改める。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 43 項」に改める。

附則第 19 項中「第 10 項、第 14 項から第 18 項まで、第 20 項、第 21 項、第 25 項、第 28 項、第 32 項から第 36 項まで、第 39 項、第 40 項若しくは第 44 項」を「第 9 項、第 13 項から第 17 項まで、第 19 項、第 20 項、第 24 項、第 27 項、第 31 項から第 35 項まで、第 38 項、第 39 項、第 43 項若しくは第 46 項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の知立市都市計画税条例（以下「新条例」という。）の規定は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第18号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第19項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

提案理由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 31 号

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

知立市国民健康保険税条例（昭和 45 年知立市条例第 55 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項ただし書中「20 万円」を「22 万円」に改める。

第 23 条第 1 項中「20 万円」を「22 万円」に改め、同項第 2 号中「28 万 5,000 円」を「29 万円」に改め、同項第 3 号中「52 万円」を「53 万 5,000 円」に改める。

第 23 条の 2 中「第 24 条の 2」を「第 24 条の 2 第 1 項」に改める。

第 24 条の 2 第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第 19 条第 3 項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第 3 項中「第 23 条第 1 項」を「第 23 条」に、「同項」を「同条第 1 項」に改める。

附則第 4 項、第 5 項及び第 7 項から第 14 項までの規定中「第 23 条第 1 項の」を「第 23 条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の知立市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、な

お従前の例による。

#### 提案理由

この案を提出するのは、地方税法施行令の一部改正等に伴い必要があるからである。

## 議案第 3 2 号

### 知立市印鑑条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

知立市長 林 郁 夫

### 知立市印鑑条例の一部を改正する条例

知立市印鑑条例（昭和 5 0 年知立市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 3 項中「個人番号カードを使用」を「電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書又は同法第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を利用」に改め、「、自ら暗証番号（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 条第 5 項に規定する利用者証明利用者符号を利用するために用いる暗証番号をいう。）その他必要事項を入力することにより」を削る。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案理由

この案を提出するのは、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律の一部改正に伴い必要があるからである。

議案第 33 号

知立市改良住宅条例及び知立市市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 5 年 6 月 9 日提出

知立市長 林 郁 夫

知立市改良住宅条例及び知立市市営住宅条例の一部を改正する条例

(知立市改良住宅条例の一部改正)

第 1 条 知立市改良住宅条例(昭和 60 年知立市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項第 1 号中「、その他の婚姻の予約者を含む」を「その他婚姻の予約者及び規則で定める者を含む。以下同じ」に改める。

(知立市市営住宅条例の一部改正)

第 2 条 知立市市営住宅条例(平成 9 年知立市条例第 47 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 号中「その他の婚姻の予約者」を「その他婚姻の予約者及び規則で定める者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

この案を提出するのは、改良住宅及び市営住宅の入居資格に係る親族として取扱う者の範囲を拡大するため必要があるからである。

議案第34号

財産の取得について

下記のとおり財産を取得するものとする。

令和5年6月9日提出

知立市長 林 郁 夫

記

- |   |         |  |
|---|---------|--|
| 1 | 名 称     | 自動車（小型バス）                                      |
| 2 | 数 量     | 2台   |
| 3 | 取 得 金 額 | 金44,013,980円                                   |
| 4 | 契約の相手方  | 安城市柿碓町猪ノ背51番地1<br>愛知日野自動車株式会社岡崎営業所<br>所長 塩飽 弘之 |
| 5 | 契約の方法   | 7社の指名競争入札                                      |

提案理由

この案を提出するのは、地域公共交通事業を適正に実施するため、自動車（小型バス）を取得する必要があるからである。



